

主催： 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所
共催： 中国日本商会・天津日本人会

中国初の法典—「民法典」の要点解説

クマ リン
パートナー弁護士 熊 琳
(中国弁護士・法学博士)
北京市大地律師事務所
<http://www.aaalawfirm.com>

2020年7月1日

役立つ情報(無料)は
こちら
↓



本日の進行 (総目次)

一. 民法典の概要

1. 中国における民法の立法の歴史
2. 民法典の構成
3. 民法典の果たす重要な役割とその影響

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

1. 民法による調整の対象
2. 民事活動の原則
3. 法人
4. 民事法律行為
5. 代理
6. 民事責任
7. 訴訟時効

(二) 物権

- ・ 物権の効力
- ・ 他人物処分
- ・ 収用
- ・ 国有資産
- ・ 建設用地の使用権(国有地の使用権)
- ・ 担保物権の設定
- ・ 抵当権の設定
- ・ 抵当権の制限
- ・ 抵当権の行使の順序
- ・ 権利質
- ・ 留置権

(三) 契約

- ・ 相対性
- ・ 締結形式
- ・ 契約の解釈
- ・ 契約締結の過失
- ・ 守秘義務
- ・ 約定不明確
- ・ 第三者の履行を伴う場合
- ・ 法定の抗弁権
- ・ 情勢変更の原則
- ・ 債権・債務の譲渡
- ・ 契約の解除
- ・ 相殺
- ・ 違約責任
- ・ 売買契約
- ・ 倉庫保管契約
- ・ 金銭貸借契約
- ・ 保証契約
- ・ 賃貸借契約
- ・ ファイナンスリース契約
- ・ 請負契約
- ・ 建設工事契約
- ・ 運送契約
- ・ 技術契約

(四) 人格権

- ・ 生命権、身体権、健康権
- ・ 肖像権
- ・ 名誉権、栄誉権
- ・ プライバシー権及び個人情報保護

(五) 権利侵害責任

- ・ 人身損害賠償の範囲
- ・ 知的財産権侵害の懲罰性賠償
- ・ 過失責任がない場合
- ・ 職務行為の権利侵害責任
- ・ 雇用者の責任
- ・ インターネットでの権利侵害
- ・ 安全を保障する義務
- ・ 製品欠陥責任
- ・ 医療機関の責任
- ・ 環境損害責任
- ・ 高度危険責任

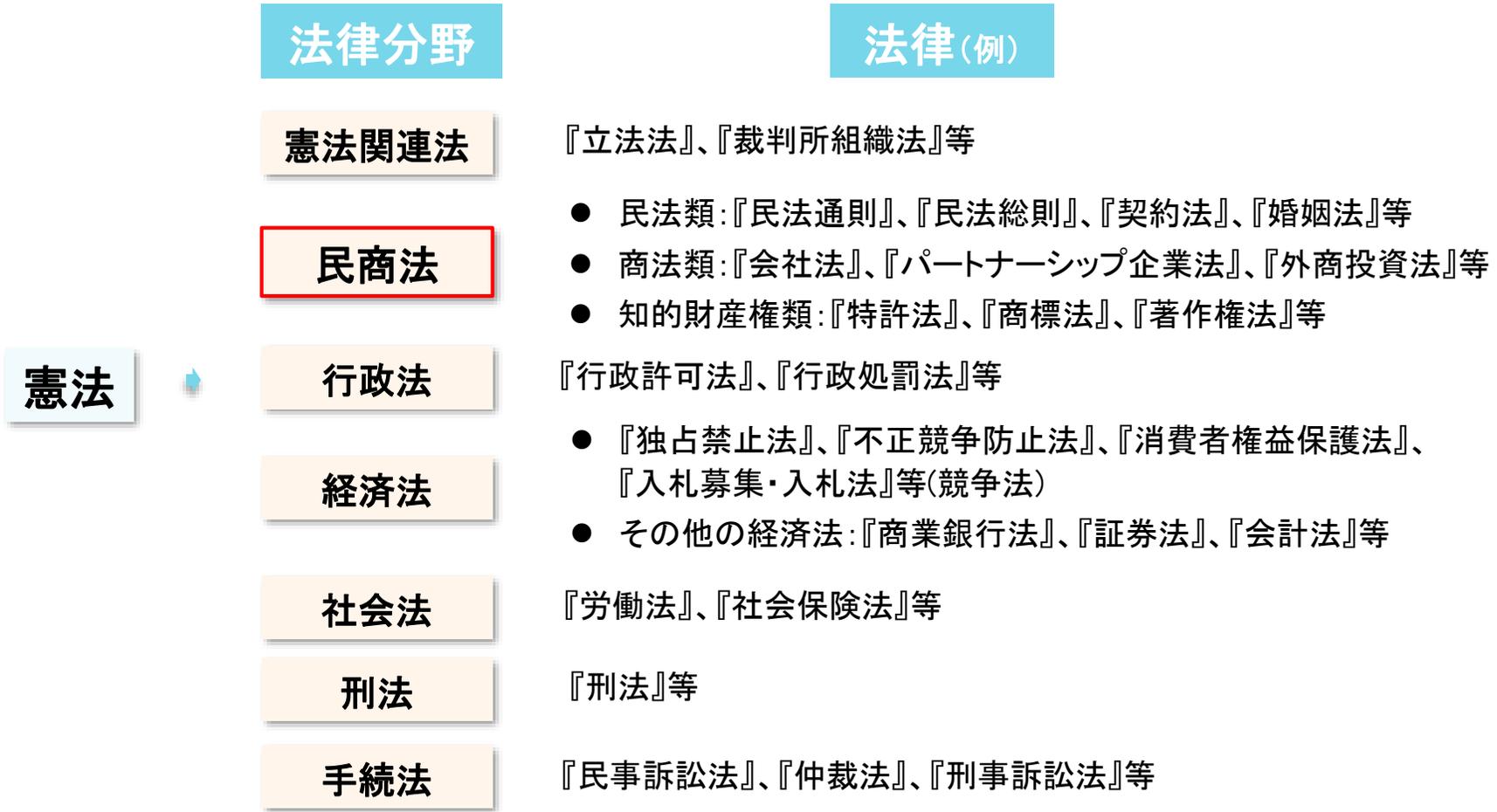
(六) 婚姻、家庭、相続

- ・ 外国人個人に関わる運用場面

まとめ

一. 民法典の概要

1. 中国における民法の立法の歴史



一. 民法典の概要

1. 中国における民法の立法の歴史

1949年以来、4度にわたり行われてきた民法制定の取り組み

1回目（1954年）、2回目（1962年）： 実際的な成果なし

3回目（1979年）： 完全な1つの民法典を制定できるだけの条件がまだ整わず、80年代初期に民事の単行法の制定を先行する方針が決定された。現行の『相続法』、『民法通則』、『担保法』、『契約法』等の法律が制定された。

4回目（2001年）： 第9期全国人民代表大会常務委員会が『中華人民共和国民法(草案)』の起草を計画したが、討論と研究の結果、やはり個別に単行法を制定する方法を継続していくことが決定されたのに伴い、『物権法』、『権利侵害責任法』、『涉外民事関係法律適用法』等の法律が制定された。

↓
民法典の作成
方式:「編纂」

- 全く新しい民事法を制定し直すのでも、単純に既存の法律を集成するのでもなく、現行の民事法律規範に編纂と改訂を加えた
 - すでに現状に適応しないものとなった規定を修正・改善
 - 経済・社会生活に出現した新たな事象や問題について、目的に合った新规定を設置
- 編纂のプロセス
 - ステップ1:『民法典』の総則編となった『民法総則』の制定(2017.3完成)
 - ステップ2:『民法典』の各分編を編纂し、全人代常務委員会審議を経て改訂・改善したうえで、『民法総則』と統合して完全な1つの『民法典』とした(2020.5完成)

一. 民法典の概要

1. 中国における民法の立法の歴史

『民法典』は**2021年1月1日より施行**



『民法通則』

『民法総則』

『物権法』

『担保法』

『契約法』

『権利侵害責任法』

『婚姻法』

『相続法』

『養子縁組法』

同時廃止
(計9部)

『涉外民事関係法律適用法』

『特許法』

『商標法』

『著作権』

引き続き有効

一. 民法典の概要

2. 民法典の構成

7編+附則からなる全1,260条

第1編 総則

新規内容:少

第1章 基本規定

第2章 自然人

第1節 民事権利能力と民事行為能力

第2節 後見

第3節 失踪宣告と死亡宣告

第4節 個人商工業者と農村請負経営業者

第3章 法人

第1節 一般規定

第2節 営利法人

第3節 非営利法人

第4節 特別法人

第4章 非法人組織

第5章 民事上の権利

第6章 民事法律行為

第1節 一般規定

第2節 意思表示

第3節 民事法律行為の効力

第4節 民事法律行為への条件の付加及び期限の付与

第7章 代理

第1節 一般規定

第2節 委託代理

第3節 代理の終了

第8章 民事責任

第9章 訴訟時効

第10章 期間の計算

第2編 物権

新規内容:少

第1部 通則

第1章 一般規定

第2章 物権の設定、変更、譲渡、消滅

第1節 不動産登記

第2節 動産の引渡し

第3節 その他の規定

第3章 物権の保護

第2部 所有権

第4章 一般規定

第5章 国家所有権、集団所有権、私人所有権

第6章 所有者の建築物区分所有権

第7章 相隣関係

第8章 共有

第9章 所有権取得に関する特別規定

第3部 用益物権

第10章 一般規定

第11章 土地請負経営権

第12章 建設用地使用权

第13章 宅地使用权

第14章 居住権

第15章 地役権

第4部 担保物権

第16章 一般規定

第17章 抵当権:普通抵当権、最高額抵当権

第18章 質権:動産質、権利質

第19章 留置権

第5部 占有

第20章 占有

一. 民法典の概要

2. 民法典の構成

第3編 契約

新規内容: やや少

第1部 通則

- 第1章 一般規定
- 第2章 契約の締結
- 第3章 契約の効力
- 第4章 契約の履行
- 第5章 契約の保全
- 第6章 契約の変更及び譲渡
- 第7章 契約の権利・義務の終了
- 第8章 違約責任

第3部 準契約

- 第28章 事務管理
- 第29章 不当利得

第4編 人格権

新規内容: 多

- 第1章 一般規定
- 第2章 生命権、身体権、健康権
- 第3章 氏名権、名称権
- 第4章 肖像権
- 第5章 名誉権、栄誉権
- 第6章 プライバシー権と個人情報の保護

第2部 代表的な契約

- 第9章 売買契約
- 第10章 電気、水、ガス、熱の供給契約
- 第11章 贈与契約
- 第12章 金銭貸借契約
- 第13章 保証契約: 一般規定、保証責任
- 第14章 賃貸借契約
- 第15章 ファイナンスリース契約
- 第16章 ファクタリング契約
- 第17章 請負契約
- 第18章 建設工事契約
- 第19章 運送契約: 一般規定、旅客運送契約、貨物運送契約、複合運送契約
- 第20章 技術契約: 一般規定、技術開発契約、技術譲渡契約及び技術ライセンス契約、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約
- 第21章 保管契約
- 第22章 倉庫保管契約
- 第23章 委託契約
- 第24章 不動産管理サービス契約
- 第25章 斡旋契約
- 第26章 仲介契約
- 第27章 パートナーシップ契約

一. 民法典の概要

2. 民法典の構成

第5編 婚姻・家庭

新規内容: やや多

- 第1章 一般規定
- 第2章 婚姻
- 第3章 家族関係: 夫婦関係、父母・子女の関係、その他近親族の関係
- 第4章 離婚
- 第5章 養子縁組: 養子関係の成立、養子縁組の効力、養子関係の解除

第6編 相続

新規内容: やや多

- 第1章 一般規定
- 第2章 法定相続
- 第3章 遺言相続と遺贈
- 第4章 遺産の処理

第5編、第6編は個人の生活に密接に関わる重要内容であるため、主に日系企業に重要な影響がある内容を解説する今回のセミナーでは割愛させていただきます。

第7編 権利侵害責任

新規内容: やや少

- 第1章 一般規定
- 第2章 損害賠償
- 第3章 責任の主体に関する特別規定
- 第4章 製造物責任
- 第5章 自動車交通事故責任
- 第6章 医療損害責任
- 第7章 環境汚染・生態破壊責任
- 第8章 高度危険責任
- 第9章 飼育動物損害責任
- 第10章 建築物・物件損害責任

附則

一. 民法典の概要

3. 民法典の果たす重要な役割とその影響

- 中国国内にいる個人、企業(日系企業を含む各種の企業)及び各種組織の**全てに密接に関係**
- 中国との間に経済貿易取引、身分関係、投資関係のある外国人、外国の企業や組織の**全てとも密接に関係しうる**

→

要重視

既存の民事法律規則の多くは留保されたものの、**重大な調整と変更**が行われた。
→ 中国の民事法制度に対する重大な統合・革新となった。

→

要理解

『外商投資法』等、一部の法律の規定が原則的に過ぎたのとは異なり、『民法典』では**原則的な規定が少なく、ほとんどが具体的な法律規則となっている。**
→ 規則の詳細への理解が重要であり、専門性が高い。

→

要照会

実務における運用方法は**今後さらに整備が進められる。**
→ 司法解釈と裁判所の判例による新たな動き。

→

要注目

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

留意点

1. 民法による調整の対象

平等な主体である自然人、法人及び非法人組織の間の人格・身分、財産にかかる関係及び財産関係。

行政機関との間には、民事法律関係(平等)もしくは行政法律関係(不平等)が存在

2. 民事活動の原則

自由意思の原則: 自己の意思により民事法律関係を成立させ、変更し、終了する。

意思を正確に伝達することが重要

公平の原則: 各当事者の権利・義務を合理的に確定する。

信義誠実の原則: 誠実を旨とし、約束を遵守する。

法令遵守: 法律に違反せず、公序良俗に反してはならない。

総合的考慮の原則: 法律に従い、法律に規定がない場合は、慣習を適用することができるが、公序良俗に反してはならない。

いずれもが民事訴訟裁判に影響する要素となりうる

環境保護の原則: 資源の節約、生態環境の保護に有益であること。

新たに打ち出された原則で、具体的な運用方法は不明だが、要注目

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

3. 法人

法人の種類

営利法人

- 利益を得て株主等の出資者に分配することを目的として成立する法人、**有限責任会社、株式会社及びその他の企業法人**等を含む
- 注目点: 定款、権力機関(株主会等)、執行機関(董事会等)、監督機関(監事会 又は 監事)

非営利法人

- 公益目的又はその他非営利の目的のために成立し、出資者、設立者又は会員に取得した利益を分配しない法人
- 事業組織、**社会団体**、基金会、社会サービス機関等を含む
- 注目点: 法人定款、意思決定機関/執行機関(理事会)、社会団体の権力機関は会員大会か会員代表大会か

特別法人

機関法人、農村集団経済組織法人、都市・農村の合作経済組織法人、基層大衆自治組織法人(住民委員会、村民委員会)。

留意点

具体的事項については主に『会社法』等の個別法の規定を適用

商会、協会は「社会団体」の範疇に含まれる

具体的規則は個別法により規定

【対比】「非法人組織」とは、法人格を持たないが、法により自己の名義で民事活動に従事することができる組織。個人独資企業、パートナーシップ企業、法人格を持たない専門サービス機関等を含む。
非法人組織の財産では債務弁済に不足する場合、**その出資者又は設立者は無限の責任を負う**。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

3. 法人

法定代表者

法律又は法人定款の規定により、法人を代表して民事活動を行う責任者を、法人の法定代表者という。

法定代表者は法人の名義により民事活動に従事し、**その法的結果は法人が負担する。**

法人定款又は法人の権力機関による法定代表者の代表権に対する**制限は、善意の相手方に対抗することができない。**

法定代表者が職務の執行により他人に損害をもたらした場合、法人が民事責任を負担する。

法人が民事責任を負担した後で、法律又は法人定款の規定により、**過失のあった法定代表者に求償することができる。**

登記優先原則

法人の実状は、登記された事項と一致しない場合、善意の相手方に対抗することができない。

留意点

- 法定代表者の権限の設定、行為の制御
- 多くの個別法（『環境保護法』等）に、法定代表者が法的責任（行政責任、刑事責任）を負担すべきことが規定されている

取引をする前に相手方の状況について調査する

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

3. 法人

法人の解散

解散の事由

- 存続期間の満了又は法人定款に規定される解散事由が出現した場合
- 権力機関が解散を決議した場合
- 合併又は分割のために解散する必要がある場合
- 営業許可証、登記証書を取り上げられたか、閉鎖を命じられたか、登記を抹消された場合
- 法律に規定されるその他の事由

清算の義務

- 合併又は分割の事由による場合を除き、清算義務者は速やかに清算組を設けて清算を行わなければならない
- 法人の董事、理事等の執行機関又は意思決定機関のメンバーが清算義務者となる法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う
- 清算義務者が速やかに清算義務を履行せず、損害をもたらした場合は、民事責任を負わなければならない。所管機関又は利害関係者は、関係人員を指定し、清算組を設けて清算を行うよう、裁判所に申し立てることができる

清算プロセスと清算組の職権

関連の法律の規定に従う。規定がない場合は、『会社法』の関連規定を参照し適用する。

清算期間の活動制限

清算期間中も法人は存続するが、清算に関係しない活動を行ってはならない。

清算の終了

- 法人を清算した後の残余財産は、法人定款の規定又は法人の権力機関の決議に従い処理する。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う
- 清算が終了し、法人の抹消登記も完了すれば、法人は終了する。法により法人登記が不要とされているものは、清算が終了すれば、法人は終了する

留意点

『会社法』による会社を清算する事由と相似

『会社法』にも類似の規定があり、清算義務者が法定の義務及び責任を負うとされている

『会社法』の詳細規定を参照

残余業務を行ってもよいが、新たな業務を行ってはならない

法律上確実に終了するため、清算終了となる条件に注意

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

4. 民事法律行為

成立と意思表示

民事法律行為の成立

双方又は多方の**意思表示の一致** or 一方の当事者による**意思表示**

法人、非法人組織の法に則って行われた**決議**



意思表示の 発効時点

- 対話方式の場合：**相手方がその内容について知った時**
- 非対話方式の場合：**相手方に到達した時**
- 電子データ文書形式の場合：当該電子データ文書が**特定のシステムに入った時**（システムを指定している場合）か、当該電子データ文書が特定のシステムに入ったことを相手方が知ったか知るべきであった時（システムを指定していない場合）
- 公告方式の場合：公告を掲載した時
- 沈黙は、法律に規定があり、当事者が約定したか、当事者間の商慣習に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる

意思表示の撤回

- 行為者は意思表示を撤回することができる
- 意思表示を撤回する通知は**当該意思表示の相手方への到達より遅れてはならない**

意思表示の解釈

総合分析：使用文言＋関連条項＋行為の性質と目的＋慣習＋信義誠実の原則

留意点

意思表示と、決議を
どう有効に行うかが鍵
となる

例：どうすれば従業員
に送達した「労働
契約解除通知書」の
発効を確保できるか

誤った意思表示をして
しまった場合の救済
措置は重要

中国語環境ではあいまいな表現が生じやすく、
解釈が困難となる

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

4. 民事法律行為

民事法律行為が有効となる条件

- 行為者が相応の民事行為能力を持っている
- 意思表示が真実である
- 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反していない

留意点

→
条件を満たさない場合は無効の民事法律行為となる

民事法律行為の取消権及び期限

欺罔行為によるか、明らかに公平性を欠く場合

当事者が取消しの事由を知ったか知るべき日から1年以内

重大な誤解があった場合

誤解があったことを知ったか知るべき日から90日以内

当事人が強迫された場合

強迫行為の終了した日から1年以内

要注意

→
(訴訟時効とは含意、期間とも異なる)

↓
期限の上限: 当事者が民事法律行為の発生日から5年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

5. 代理

自己契約の 制限

代理人は、被代理人の名義で自己と**民事法律行為を実施してはならない。**

関連取引の 制限

代理人は、被代理人の名義で**自らが同時に代理するその他の者と民事法律行為を実施してはならない。**

職務行為

- 法人又は非法人組織の業務の任務を執行する者は、その職権の範囲内の事項について、**法人又は非法人組織の名義で実施する民事法律行為をもって、法人又は非法人組織に対する効力を生ずる。**
- 法人又は非法人組織によるその業務上の任務を執行する者の職権範囲に対する制限は、**善意の相手方に対抗することができない。**

表見代理

行為者が、代理権がないか、代理権を超越するか、代理権が終了した後で、なお代理行為を実施しても、相手方が行為者には代理権があると信じる理由がある場合、代理行為は有効とする。

課題：
代理権を濫用する
行為の防止策
→
● 社内の人員
● 外部代理機関

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

6. 民事責任

民事責任の負担方式

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の消除
- (4) 財産の返還
- (5) 原状の回復
- (6) 修理、やり直し、交換
- (7) 履行継続
- (8) 損害賠償
- (9) 違約金の支払い

- (10) 影響の消除、名誉の回復
- (11) 謝罪

→ 法律に懲罰性の賠償が規定されている場合はその規定に従う。

例：消費者を騙した行為について、3倍の賠償を支払う等。

→ 単独でも、組み合わせても適用できる。

- 人格権の侵害があった場合に適用
- 一般には、新聞等のメディアに謝罪公告を掲載する等の方法を採用

不可抗力

不可抗力とは、予見できず、回避も克服もできない客観的な状況をいう。

不可抗力のために民事義務を履行できない場合は、民事責任を負担しない。

→

要注意：免責範囲と不可抗力の間に因果関係がなければならぬ

民事賠償の優先

同一の行為により民事責任、行政責任、刑事責任を負担しなければならない場合

- 行政責任又は刑事責任の負担は民事責任の負担に影響を与えない。
- 民事主体の財産が支払いに不足する場合は、優先的に民事責任の負担に使用する。

二. 民法典の重要な内容の解説

(一) 総則

7. 訴訟時効

一般に3年とされる

特殊性: 法律により個別に規定
(例: 国際貨物売買契約、技術輸出入契約
をめぐる紛争の訴訟時効は4年)

時効期間を
確認
→

↓ **重要!** 特別運用規則

裁判所が主体的に訴訟時効の規定を適用することはなく、被告が訴訟時効の抗弁を行った場合に限り適用できる。 → 時効を過ぎても、なお審理を継続できる可能性がある。

訴訟時効の中断: 中断、関連プロセスの終結の時点から、訴訟時効期間は改めて**計算し直すことになる。**

- 権利者より義務者に対し履行請求を行う
- 義務者が義務の履行に同意する
- 権利者が訴訟を提起するか、仲裁を申し立てる
- 訴訟提起、仲裁申し立てと同等の効力を持つその他の状況

起算点: 権利者が権利に損害を受けたこと及び義務者を**知ったか知るべきであった日**から起算する

期間の上限: **権利に損害を受けた日から起算して20年を超えたものは、裁判所により保護されない**

特殊な状況がある場合、裁判所は権利者の申請を受けて延長を決定することができる

↓ **引き続き注目**

「中断規則」を活用して
訴訟時効を延長し続けるように
→

訴訟時効の問題は見落とされがちだが、時効を過ぎてしまうと、債権回収等においてきわめて不利となる

Q1: 当社の保有する債権が訴訟時効を過ぎてしまいましたが、どうすればよいでしょうか

A1: すぐに放棄してしまわず、依然債務者との交渉を試みることは可能です。債務者が自発的に弁済するか、時効抗弁が行われていなければ、債権回収を実現できる可能性はなお存在します。

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

物権の効力

- 設定、変更、譲渡、消滅は、法により登記することにより(不動産登記簿に記載したときから)効力を生ずる。
- **登記を行っていないものは、効力を生じない。**
- 不動産の権利証書は、権利者が当該不動産の物権を享有することの証明となる。不動産権利証書に記載された事項が不動産登記簿と一致しない場合は、不動産登記簿に確かに誤りがあることを証明する証拠がある場合を除き、**不動産登記簿を正とする。**

不動産物権

動産物権(一般)

動産物権の設定と譲渡は、**引き渡した時から効力を生ずる。**

動産物権(特殊)

船舶、航空機、自動車等の物権の設定、変更、譲渡、消滅について**登記を行っていないものは、善意の第三者に対抗できない。**

留意点

- 不動産物権の登記対応が非常に重要:適法性、正確性
- 不動産譲渡を伴う交渉において、変更登記は交渉の中心的問題の一つとなる。
- 国有地使用権の払下げ契約期間が満了した後の期間延長の問題にも留意を。

動産のリスク移転は、引渡しに伴うもう一つの問題となる。

登記を行っていないと、特殊動産を保有していても、依然として動産に第三者による封印、差し押さえの申立てを受けるリスクがある。

物権の効力 \neq 物権契約の効力

当事者間で不動産物権の設定、変更、譲渡、消滅に関する契約を締結した場合、法律に別段の規定があるか、当事者が別途約定した場合を除き、契約の成立時をもって発効する。ただし、**物権が未登記の場合は契約の効力に影響しない。**



相手方に契約の義務の履行を要求するか、違約責任を追及することが可能

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

他人物処分

- 無処分権者が不動産又は動産を譲受人に譲渡する場合、所有権者は取戻権を有する。
 - **善意の取得**
以下の状況に該当する場合、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。
 - 譲受人による当該不動産又は動産の譲受けが善意による場合
 - **合理的な価格**で譲渡する場合
 - 譲渡する不動産又は動産が法律規定により登記すべきとされているものについて**登記を行っており**、登記の不要なものはすでに譲受人に**引き渡されている**場合
- 譲受人が善意で取得した場合、原所有権者は無処分権者に損害賠償を請求する権利を有する。

収用

- 公共の利益の必要のために、法律に規定される権限及びプロセスにより集団所有の土地及び組織、個人の不動産及びその他の不動産を収用することができる。
- 不動産又は動産が収用され、収用により用益物権が消滅したか用益物権の行使に影響を及ぼした場合、用益物権者も『民法典』により相応の補償を得る権利を有する。

国有資産

- 国が出資した企業は、国务院、地方人民政府が法律、行政法規の規定によりそれぞれ国の代理として出資者の職責を履行し、出資者の權益を享有する。
- 国有財産の「価値増加を維持する原則」+ 国有資産の流失をもたらしたことへの法的責任

留意点

- 原所有者の権利維持にかかる時間とコストがともに増大するため、**予防措置を取り**、他人物処分の事件を防止する必要がある。
- 日系企業がしばしば遭遇する厄介な問題
 - 地方政府の執行方法が**不統一で規範的でないことが多く**、対応が難しい。
 - 企業が自社保有する不動産や賃借利用する不動産の状況により、処分方法も異なる。
 - 『企業国有資産法』でより詳細に規定されている。
 - 国有資産の管理制度や国有企業の思考方式を理解していないと、この種の問題の対応において**誤解を生じることが多い**。
-

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

建設用地の使用権 (国有地の使用権)

取得方式

払下げ: 通常方式 →

- 協議払下げ: 外資系企業も適用可
- 入札、競売等の公開オークション方式での払下げ: 工業、商業等の経営性用地や同一の土地について2者以上の利用意向者がいる場合

割当て: 厳格に制限

用途制限

土地の用途は変更してはならず、土地の用途を変更するには、行政所管機関による認可を取得しなければならない。

譲渡規則

土地使用権と当該土地上の建築物、構築物及びその付帯施設は併せて譲渡、交換、出資又は贈与される。

期間満了後の更新

- 住宅用地: 期間満了後は自動更新
- 住宅用地以外: 使用権の期間が満了したら、**現地政府と協議し新たな払下げ契約を取得しなければならない。**
 - 当該土地上の建物及びその他の不動産の帰属について約定している場合は約定に従う。
 - 約定していないか約定が不明確な場合は、法律、行政法規の規定に従う。



関連がある場合、なるべく明確に約定する
→ 地方政府との交渉方法の問題

留意点:

- 譲渡手続き
- 土地増値税
- 資産評価が必要となる可能性

留意点:

- 更新交渉の開始タイミング
- 更新後の払下げ期間及び払下げ金の基準
- 新たな払下げ契約の内容

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

担保物権 の設定

- 意義: **担保債権は普通債権に優先**して弁済を得ることができる。
- 担保物権を設定するには、担保契約を締結しなければならない。
- 担保契約には、**抵当契約、質権設定契約及びその他担保機能を持つ契約を含む。**
- 担保契約は主たる債権債務契約の従たる契約であり、主たる債権債務契約が無効となれば、担保契約も無効となる。

抵当権の 設定

抵当権を設定できる財産:

- 建築物及びその他の土地付着物
- 建設用地の使用権
- 海域使用权
- 生産設備、原材料、半製品、製品
- 建造中の建築物、船舶、航空機
- 交通輸送手段
- 法律、行政法規で抵当権の設定を禁止されていないその他の財産

併せて抵当
権を設定

抵当権の 実現

抵当権者は抵当権を設定した財産を競売、換価して得た代金から**優先的に弁済を受けられる。**

抵当権者が、債務者が期限の到来した債務を履行しないときには抵当財産が債権者の所有に帰することを抵当権設定者と約定している場合、**約定は無効となる。**

留意点

担保行為の有効性
確保が重要な問題
となる

譲渡可能で、処分
可能な財産のほとん
どに抵当権を
設定することができる

抵当権は司法プロ
セスを経て行使しな
ければならない状況
が多いため、適法性
の確認がより重要と
なる

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

抵当権の 制限

動産を抵当とする場合、正常な経営活動において**すでに合理的な代価を支払って抵当財産を取得した買主に対抗してはならない。**

抵当権を設定する前に抵当財産がすでに賃貸されている場合、**原賃貸借関係は当該抵当権による影響を受けない。**

抵当権を設定する期間において、抵当権設定者は抵当財産を譲渡することができる。当事者が別途約定している場合は、その約定に従う。抵当財産を譲渡する場合、**抵当権は影響を受けない。**

- 抵当権設定者が抵当財産を譲渡する場合、速やかに抵当権者に通知しなければならない。
- 抵当権者が抵当財産の譲渡により抵当権を損害する可能性があることを証明できる場合、譲渡によって得た代価を抵当権者への債務の期限前弁済に充てるか、供託するよう抵当権設定者に請求することができる。

訴訟時効: 抵当権者は**主債権の訴訟時効期間中に**抵当権を行使すべきであり、これに反するものは裁判所による保護を受けられない。

抵当権の 行使の順序

同一財産に2件以上の抵当権が存在する場合、

- 抵当権がすでに登記されている場合、登記した時間の順に弁済順序を確定する。
- **登記されている抵当権は未登記のものに優先して弁済を受ける。**
- 抵当権を登記していない場合は、**債権比率に応じて弁済する。**

同一の財産に抵当権が設定され、質権も設定されている場合、

- 登記、引渡しを行った時間順に弁済順序を確定する。
- 未登記の抵当権は、登記している抵当権及び引渡し済みの質権より優先順位が下位となる。

二. 民法典の重要な内容の解説

(二) 物権

【動産質については抵当権の規則と類似するため、今回単独で取り上げないこととします】

権利質

質権を設定できる権利

- 為替手形、約束手形、小切手
- 債券、預金証書
- 倉庫証券、船荷証券

- 譲渡可能な基金持分、株主持分権益
- 譲渡可能な登録商標の専用権、特許権、著作権等の知的財産権中の財産権
- 現在保有する、及び将来保有する売掛債権

- 法律、行政法規で質入れできるとされているその他の財産権利

権利質の成立

- 権利証憑を質権者に引き渡した時に設定される。
- 権利証憑がない場合、質権について質入登記を手続きした時に設定される。

質権について質入登記を手続きした時に設定される。

別途確定

留置権

同一の財産に対し、留置権は抵当権者や質権者に優先して弁済を受ける。

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

契約編: 日常活動と最も密接に関係する部分であり、量的には『民法典』全体の40%を占めていますが、『民法典』の中で契約に関する新規則は多くはないため、契約に関する法律の運用は平穩に移行できると思われれます。

留意点

相対性

法により成立した契約は、**当事者に対してのみ**法的拘束力を持つ。

→

この原則は紛争解決においてよく運用される

締結形式

当事者間の契約締結は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。

→

なるべく書面形式を採用

書面形式

- 契約書、信書、電報、テレックス、ファックス等
- **調査・閲覧の可能な**電子データ、電子メール等の方式

→

意思の表明が可能な資料は全て、適切に保存する必要あり

➤ 契約書の形式を採用して契約を締結する場合、全ての当事者が署名、捺印するか拇印を押すことにより契約が成立する。

→

中国では印章の使用をより重視

➤ 一方の当事者が**すでに主要な義務を履行し**、相手方が受け入れたとき、当該契約は成立する。

↘

PO方式のみを採用するのではなく、基本契約を締結すべき

署名と成立

➤ 信書、電子データ文書等の形式で契約を締結し確認書への署名を求める場合、確認書への署名をもって契約は成立する。

↗

➤ 一方の当事者がインターネット等の情報ネットワークを通じて配信した商品又はサービスの情報が申込条件に適合し、相手方が当該商品又はサービスを選択して発注が成功したとき、契約は成立する。

→

電子商取引の特殊な取引規則

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

留意点

契約の 解釈

契約条項の理解に争議がある場合、解釈の方法は「意思表示の解釈」と同じ

契約書に2種以上の言語を採用して締結し、ともに同等の効力を持つことを約定した場合、各言語版の文言は同じ含意を持つものと推定される。各言語版で使用する文言が一致しない場合、契約の関連条項、性質、目的及び信義誠実の原則等により解釈しなければならない。

総合分析: 使用文言＋関連条項＋
行為の性質と目的＋慣習
＋信義誠実の原則

中国語版と日本語版の含意の一致を
確保することが、やはり最も安全な
方法といえる。

契約締結 の過失

当事者は契約締結の過程において以下の状況の一つがあり、相手方に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

- 契約締結の名を借りて悪意により交渉した場合
- 契約締結に関する重要な事実を故意に隠蔽したか、虚偽の状況を提供した場合
- その他信義誠実の原則に背く行為があった場合

- 量的に多くはないが、実務でもこの規則の運用を必要とするケースがある。
- いかにして損失の存在と程度を証明するかが難点となる。

守秘義務

当事者が契約の締結過程において知り得た営業秘密又はその他の秘密を保持すべき情報は、**契約が成立するか否かにかかわらず**、漏えい又は不正に使用してはならない。当該営業秘密又は情報を漏えいし、不正に使用し、相手方に損失をもたらした場合は、賠償責任を負担しなければならない。

- このような法定の規定があるが、やはり協議開始時に相手方と秘密保持協議を締結しておくことが望ましい。
- 正式に締結する契約中にも、秘密保持条項を盛り込んでおく必要がある。

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

約定
不明確

- 契約発効後、品質、価格又は報酬、履行地点等の内容について約定がないか約定が不明確な場合、当事者は**補充について協議することができる。**
- 補充協議に合意できない場合、契約の関連条項又は取引慣習により確定する。
- それでも確定できない場合は、以下の規定を適用する。
 - ① 品質要求が不明確な場合、**次の順序**で確定する。
強制性国家標準(GB) → 推奨性国家標準(GB/T) → 業界標準の履行 → 通常標準又は契約の目的に合う特定の標準
 - ② 価格又は報酬が明確でない場合、契約締結時における履行地の**市場価格**により履行する。法により政府価格設定又は政府指導価格を採用すべきとされるものは、規定に従い履行する。
 - ③ 履行地点が不明確で、貨幣を支払うものは、貨幣を受け取る一方の書在地で履行する。不動産を引き渡す場合、不動産の所在地で履行する。その他の対象物の場合、義務を履行する一方の所在地で履行する。
 - ④ 履行期間が不明確なものは、債務者は随時履行でき、債権者も随時履行を請求できるが、相手方に必要な準備時間を与えなければならない。
 - ⑤ 履行方式が不明確なものは、契約の目的の実現に有益な方式により履行する。
 - ⑥ 履行費用の負担が不明確なものは、義務を履行する一方が負担する。債権者の原因により履行費用が増加するものは、債権者により負担する。

第三者の
履行を
伴う場合

- 当事者が債務者より第三者に債務を履行することを約定し、債務者が第三者に対して債務を履行しないか、債務履行が約定に適合しない場合、債権者に対して違約責任を負わなければならない。
- 第三者から直接債務者にその債務履行を請求でき、債務者が第三者に対して債務を履行しないか、債務履行が約定に適合しない場合、第三者は債権者に対して違約責任の負担を請求できる。
- 当事者が第三者より債権者に債務を履行することを約定し、第三者が債務を履行しないか、債務履行が約定に適合しない場合、債務者は債権者に対して違約責任を負担しなければならない。

留意点

この規定があっても、約定不明確に起因する紛争の解決には依然不十分であるため、**契約締結時には全面的かつ正確に約定しておく必要がある**

第三者や、多数の権利義務関係に関わる契約は少なからずあり、**このような契約内容の設定には高度なテクニックを要するため、専門の弁護士のサポートを受ける必要がある**

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

法定の 抗弁権

同時履行の抗弁権

当事者が相互に債務を負い、**履行の前後順序がない場合、同時に履行しなければならない**。一方の当事者は相手方が履行するまで、又は履行が約定に適合しない場合において、その履行請求を拒否する権利を有する。

先履行の抗弁権

当事者が相互に債務を負い、**履行の前後順序がある場合、先に債務を履行すべき一方が履行しないか履行が約定に適合しない場合**、後に履行する一方はその履行請求を拒否する権利を持つ。

不安の抗弁権

先に債務を履行すべき当事者が、相手方に以下の状況の一つがあることを証明できる**確かな証拠がある場合**、履行を中止することができる。

- 経営状況の重大な悪化
- 財産の移転、資金の持ち逃げによる債務逃れ
- 商業上の信用の喪失
- 債務履行の能力を喪失しているか喪失した可能性のあるその他の状況

情勢変更 の原則

契約が成立した後、**契約の基礎となる条件に当事者が契約締結時において予見できなかった、商業リスクにあたらぬ重大な変化が発生し**、契約の履行継続が当事者の一方にとり**明らかに不公平となる場合**、不利な影響を被った当事者は相手方と改めて協議し直すことができる。合理的な期間内に協議で合意できない場合、当事者は裁判所又は仲裁機関に契約の変更又は解除を請求することができる。

債権・債務の譲渡

- 債権者が債権を譲渡する場合は、債務者に**通知**しなければならない。
- 債務者が債務の全部又は一部を第三者に移転する場合、債権者の**同意**を得なければならない。
- 当事者の一方が相手方の**同意**を得た場合、契約中の自己の権利及び義務を併せて第三者に譲渡することができる。

留意点

- これらの法定の抗弁権の運用は、企業の利益を侵害から守るうえで非常に重要。
- ただし、**厳格に法に則って運用しないと、却って違約責任を追求される可能性がある。**

新たに打ち出された規則で、不可抗力の規則とは異なり、具体的な運用方法はまだ明確でない。

債権・債務の譲渡が『契約法』上有効であっても、その他の法律規定（『税法』等）の制限に抵触する可能性に留意する必要がある。

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

契約の解除

解除条件

- 当事者が協議し合意すれば、契約を解除することができる。
- 当事者は**一方的に契約を解除できる事由を約定することができる**。契約解除の事由が発生した場合、解除権者は契約を解除できる。
- 債務の履行持続を内容とする不定期契約は、当事者により随時契約を解除することができるが、合理的な期限までに相手方に通知しなければならない。
- 一方的な解除の事由：
 - (1) 不可抗力により契約の目的が実現できなくなった。
 - (2) 履行期間が満了するまで、一方の当事者が主要債務を履行しないことを明確に表明したか、自己の行為によって表明した。
 - (3) 当事者の一方が主要債務の履行を遅延し、催告してもなお合理的な期限までに履行しない。
 - (4) 一方の当事者が債務履行を遅延したか、その他の違約行為があったために契約の目的が実現不可能となった。
 - (5) 法律に規定されるその他の事由

解除の完了

- 一方の当事者が法により契約の解除を主張する場合、相手方に通知しなければならず、**通知が相手方に到達した時をもって契約は解除する**。
- 通知に債務者が一定期間中に債務を履行しなければ契約は自動的に解除することを明記しており、債務者がその期間内に債務を履行しない場合、契約は明記された期間が満了した時をもって解除する。
- 当事者が直接訴訟を提起して法により契約の解除を主張し、司法機関がこの主張を確認した場合、契約は訴状の副本が相手方に送達された時をもって解除する。

契約解除後の処置

- まだ履行していない場合、履行を終了する。
- すでに履行している場合、当事者は原状回復又はその他の救済措置を取るよう求めることができ、かつ損失の賠償を請求する権利を有する。
- 主たる契約を解除した後、担保人は債務者が負担すべき民事責任について、なお担保責任を負担しなければならない。

留意点

目的にあった解除条項を契約中に設定しておく必要がある

解除通知の内容及び送達方法に注意する必要がある

契約解除後の対応事項について、契約を解除する前によく考慮しておく必要がある

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

相殺

- 当事者が相互に負う債務の対象物の種類、品質が同じである場合、いずれの一方も自己の債務と相手方の期限の到来した債務を相殺することができる(法律又は約定により相殺できないとされている場合を除く)。→ 当事者が相殺を主張するには、相手方に通知しなければならない。**通知は相手方に到達した時をもって発効する。相殺には条件を付加したり期限を設けてはならない。**
- 当事者が相互に負う債務の対象物の種類、品質が同じでない場合も、**協議することにより**、相殺することができる。

違約責任

違約がもたらす損失 (賠償可能な範囲)

- 直接損失か、**第三者により履行を代替した費用**
- 契約履行後に得られる利益。ただし、違約した一方の当事者が契約締結時に予見したか、予見できるべきであった範囲を超えてはならない。

当事者は違約金の基準又は計算方法を約定することができる。

- 約定した違約金が損失を下回る場合、裁判所又は仲裁機関は当事者の請求に基づき増加することができる。
- 約定した違約金もたらされた損失を**あまりに上回っている**場合、裁判所又は仲裁機関は当事者の請求に基づき適度に減少させることができる。
- 当事者が約定の履行遅延について違約金を約定している場合、違約した一方は違約金を支払った後も、債務を履行しなければならない。

違約金の約定 及び調整

- 違約しなかった一方は、**適切な措置を取り損失の拡大を防止しなければならない**。適切な措置を取らなかったことにより損失が拡大した場合、**拡大した損失について賠償を請求することはできない**。
- 当事者が損失の拡大を防止するために支出した合理的な費用は、違約した一方が負担する。

減損の義務

相対性

当事者の一方が**第三者の原因により**違約した場合、法により**相手方に対し違約責任を負わなければならない**。一方の当事者と第三者の間の紛争は、法律規定又は約定により処理する。

留意点

相殺後、法律上はなお2項の独立した義務の履行を完了したものとみなされ、各自の社内でそれぞれ財務処理を行う必要がある。

- ↘ 違約責任の範囲に「間接損失」を含める場合は
- ↗ 慎重に考慮する必要がある。

「適切」の基準要求はそれほど高いものではないが、裁判官により良い印象を与えるため、一般的には減損の対応策を積極的に取ることが望ましい。

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

- 『民法典』では多くの代表的な契約について専用の規則を設けているが、それでも、契約当事者が約定しておくべき事項はなお多い。
- 実務経験上、いわゆる「契約書テンプレート」には大きなリスクが存在するため、具体的な取引項目ごとに作成し、目的に合った契約に修正することが望ましい。
- 以下では各種の代表的な契約の一部について、重要な問題を紹介。

売買契約

- 買主は**約定した検査期間内に**、対象物の数量又は品質が約定した状況に適合しないことを**売主に通知しなければならない**。
→ 通知を怠った場合、対象物の数量、品質は約定に適合したものとみなされる。
- 検査期間を約定していない場合、買主は問題を発見したか発見すべきであった合理的な期間内に売主に通知しなければならない。
→ 買主が合理的な期間内に通知しないか、対象物を受け取った日から2年以内(又は品質保証期間内)に売主に通知しない場合、対象物の数量、品質は約定に適合したものとみなされる。
- 売主が提供した対象物が約定に適合しないことを知っているか知っているべきであった場合、買主は前2項に規定する通知時間の制限を受けない。

当事者が検査期間について約定しておらず、**買主が検収した納品書、確認書等に対象物の数量、型番、規格を明記している場合、買主は検査を行ったものと推定する。**

- 見本売買の当事者は**見本品を封印して保存したうえ、見本品の品質について説明することができる。**
- 見本売買における買主が、**見本品に隠された瑕疵があることを知らない場合、引き渡された対象物が見本品と同じであっても、売主が引き渡した対象物の品質は依然同種物の通常の基準に適合していなければならない。**

倉庫保管契約

- 保管者は約定により入庫する**倉庫保管物を検収しなければならない。**
- 保管者は検収する際に入庫する倉庫保管物が約定と適合しないことを発見した場合、速やかに荷主に通知しなければならない。
- 検収後、倉庫保管物の品種、数量、品質に約定との不適合が発生した場合、保管者は賠償責任を負担しなければならない。

留意点

売買契約の履行過程において、よく紛争になるのは品質又は数量に関する問題である。

- 商品を購入する際、慎重に検収し、迅速に対応する必要がある。
- 商品を販売する際、買主による商品受取時の状況に十分注目する必要がある。

見本品の品質に関する記述は法的義務に関わるため、慎重に対応する必要がある

同様に、検収も重要なプロセスとなる

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

注目される内容

金銭貸借契約

企業間金銭貸借の適法性の問題: 通常は有効と認定される。

民間貸借利率は、「約定なし」が0%、「**約定不明確**」が約6%、「上限を約定」が24%となっている。

保証契約

● 機関法人は**保証人となつてはならない**が、国务院の承認を得て外国政府又は国際経済組織の貸付を使用して再貸付する場合を除く。公益を目的とする非営利法人、非法人組織は**保証人となつてはならない**。

- 債権者が全部又は一部の債権を譲渡し、**保証人に通知しない**場合、当該譲渡は**保証人に対して効力を生じない**。
- 保証品と債権者が債権の譲渡禁止を約定しており、債権者が保証人の書面同意を得ずに債権を譲渡した場合、保証人は譲受人に対し保証責任を負担しないものとなる。

賃貸借契約

- 賃貸借期間は**20年を超えてはならない**。20年を超えるものは、超過した部分を無効とする。
- 当事者は賃貸借契約を更新することができるが、約定する賃貸借期間は更新日から起算して20年を超えてはならない。

- 賃貸借期間が6ヶ月以上のものには、**書面形式を採用しなければならない**。
- 当事者が書面形式を採用せず、賃貸借期間を確認できないものは、期間を定めない賃貸借とみなす。

- 賃借人は、**賃貸人の同意を得て**賃貸借物件を第三者に転貸することができる。
- 賃借人が転貸する場合、賃借人と賃貸人の間の賃貸借契約は引き続き有効とする。第三者が賃貸借物件に損失をもたらした場合、賃借人は損失を賠償しなければならない。賃借人が賃貸人の同意を得ずに転貸した場合、賃貸人は契約を解除することができる。

二. 民法典の重要な内容の解説

(三) 契約

注目される内容

ファイナンス リース契約

当事者が**虚構の賃貸借物件**をもって締結したファイナンスリース契約は**無効**とする。

リース物件が約定に適合しないか使用目的に適合しない場合、**レシーは責任を負担しないが**、レシーがレッサーの技能に依存してリース物件を確定したか、レッサーがリース物件の選択に干渉した場合を除く。

レシーがリース物件を占有する期間において、リース物件が第三者の人身の損害又は財産損失をもたらした場合、レッサーは**責任を負わない**。

レシーがリース物件を占有する期間において、リース物件を毀損、滅失した場合、レッサーはレシーに**リース料の支払いを継続**するよう請求する権利を有するが、法律に別段の規定があるか、当事者が別途約定した場合を除く。

- レッサーとレシーはリース期間が満了した後のリース物件の帰属について約定することができる。
- リース物件の帰属について約定がないか約定が不明確な場合、リース物件の所有権はレッサーに帰する。

請負契約

- 請負人が注文者の提供した図面又は技術要求が**不合理**なものであることを発見した場合、速やかに注文者に通知しなければならない。
- 注文者が回答を怠るなどの原因により請負人に損失をもたらした場合、損失を賠償しなければならない。

注文者が請負業務の要求を中途変更し、請負人に損失をもたらした場合、損失を賠償しなければならない。

- 請負業務に**注文者の協力**が必要となる場合、注文者は協力の義務を負う。
- 注文者が協力の義務を履行しなかったことにより請負業務を完了できない場合、請負人は注文者に合理的な期限までに義務を履行するよう催告することができ、履行期限を順延することもできる。注文者が期限を過ぎて履行しない場合、請負人は契約を解除することができる。

二. 民法典の重要な内容の解説

注目される内容

(三) 契約

建設工事契約

- 建設工事が竣工した後、発注者は施工図面及び説明書、国が発布した施工検収規範及び品質検査標準に基づき速やかに検収しなければならない。検収に合格した場合、発注者は約定通りに代金を支払い、当該建設工事を接收しなければならない。
- 建設工事は竣工し検収に合格したものに限り、引き渡し使用することができる。**検収を行わないか検収に不合格となったものは、引き渡し使用してはならない。**

旅客運送契約

運送人は運送過程において貨物の毀損、滅失について賠償責任を負うが、運送人が貨物の毀損、滅失は以下の原因によるものであることを**証明する**場合を除く。

- 不可抗力
- 貨物自体の自然的性質又は合理的な損耗
- 荷送人、荷受人の過失

運送契約

貨物運送契約

貨物の毀損、滅失の賠償金額の確定について、

- 当事者が約定している場合は、その約定に従う。
- 約定がないか、約定が不明確な場合、貨物を引き渡したか引き渡すべき時点の貨物の**到達地の市場価格**により計算する。
- その他法定の計算方法及び賠償上限金額がある場合は、その規定に従う。

複合運送契約

複合運送の経営者は運送の全行程について運送人の権利を享有し、運送人の義務を負う。

貨物の毀損、滅失が複合運送の特定の運送区間において生じた場合、複合運送の経営者の賠償責任及び責任限度額について、

- 当該区間の運送方式に関する法律規定を適用して調整する。
- 貨物の毀損、滅失が発生した運送区間が確定できない場合、『民法典』の本部分の規定により賠償責任を負担する。

二. 民法典の重要な内容の解説

注目される内容

(三) 契約

技術契約

技術開発契約

技術譲渡契約及び 技術ライセンス契約

技術コンサルティング契約及び 技術サービス契約

職務技術成果とは、法人又は組織が**業務上の任務**を遂行するか、又は**主に法人又は組織の物質的技術条件**を利用して完成した技術成果をいう。

- 法人又は組織は当該職務技術成果について技術契約を締結することができる。
- 職務技術成果を譲渡する場合、職務技術成果の完成者は**同等の条件により優先的に譲り受ける権利**を享受する。

- 委託開発又は共同開発により完成した**技術秘密成果の使用権、譲渡権及び収益の分配方法**は、当事者が約定する。
- 約定がないか、約定が不明確な場合、特許権を付与された同様の技術案がない間は、**全ての当事者に使用及び譲渡の権利がある**。

→ ただし、委託開発の研究開発者は委託者に研究開発の成果を引き渡す前に、研究開発の成果を第三者に譲渡してはならない。

□ 技術譲渡契約及び技術ライセンス契約では、特許の実施又は技術秘密使用の範囲を約定することができるが、**技術競争及び技術発展を制限してはならない**。

□ 特許の実施許諾契約は**当該特許権の存続期間内においてのみ有効**とする。

- 当事者は互恵の原則により、契約中に特許の実施、技術秘密を使用して後に改良された技術成果の享受方法について約定することができる。
- **約定がないか、約定が不明確な場合、一方の当事者が後に改良した技術成果について、その他の各当事者には享受する権利がない**。

技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程において、

- ◆ 受託者が委託者の提供する技術資料及び業務条件を利用して完成した新たな技術成果は、受託者に帰属する。
- ◆ 委託者が受託者の業務成果を利用して完成した新たな技術成果は、委託者に帰属する。
- ◆ 当事者に別途約定がある場合は、その約定に従う。

二. 民法典の重要な内容の解説

(四) 人格権

人格権の範囲: 生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権等の権利

生命権、
身体権、健康権

初めて法律中で
明確にセクハラ
を防止する規則
を設定

他人の意志に反して、言語、文字、画像、身体的行為等により他人にセクシャルハラスメントを実施することの禁止。

機関、企業、学校等の企業・組織は、合理的な予防、通報の受理、調査・取締り等の措置を取り、職権や従属関係等を利用したセクハラの実施を防止しなければならない。

肖像権

禁止規定:

- ① いかなる組織又は個人も故意に醜くしたり、汚損したり、情報技術手段を利用した偽造等の方式で他人の肖像権を侵害してはならない。
- ② 肖像権者の同意を得ずに、肖像権者の肖像を制作、使用、公開してはならない。ただし、法律に別段の規定がある場合を除く。
- ③ 肖像権者の同意を得ずに、肖像作品の権利者は肖像権者の肖像を発表、複製、発行、賃貸、展覧等の方式で使用又は公開してはならない。

合理的な使用の例外(肖像権者の同意を得なくてもよい場合):

- a. 個人の学習、芸術鑑賞、教育授業又は科学研究のため、肖像権者がすでに公開した肖像を必要な範囲内で使用する場合
- b. ニュース報道の実施のために、肖像権者の肖像を不可避免的に制作、使用、公開する場合
- c. 法定の職責を履行するために、国家機関が肖像権者の肖像を必要な範囲内で制作、使用、公開する場合
- d. 特定の公共の環境で展示するために、肖像権者の肖像を不可避免的に制作、使用、公開する場合
- e. 公共の利益又は肖像権者の適法な権益を保護するために、肖像権者の肖像を制作、使用、公開するその他の行為

Q2: 街を歩いているときに、他人に動画を撮影されました。動画がネット上で公開されるのを阻止することはできますか

A2: 上記の肖像権保護規定の③により、そのようにして撮影された動画を公開することは一般に禁止されています。

ただし、撮影者は合理的な使用となる上記のb.又はd.にあたる例外状況であるとして、本人の許可なく公開できると主張する可能性があります。

二. 民法典の重要な内容の解説

(四) 人格権

名誉権、栄誉権

民事主体は、新聞、インターネット等のメディアの報道内容が事実でなく、その名誉権を侵害したことを**証明する証拠がある**場合、当該メディアに速やかに是正又は削除等の必要な措置を取るよう請求する権利を有する。

- 民事主体は、法により**自己の信用評価を照会することができる**。信用評価が不当であることを発見した場合、異議を提起し、是正、削除等の必要な措置を取るよう請求する権利を有する。
- 信用評価者は速やかに検証を行い、検証の結果異議が事実であると判明した場合、速やかに必要な措置を取らなければならない。

個人情報とは電子又はその他の方式により記録された、**単独又はその他の情報と組み合わせて特定の自然人を識別できる各種の情報**であり、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生体認証情報(指紋等)、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、行動履歴情報等を含む。

プライバシー権 及び個人情報の保護

個人情報の処理には個人情報の**収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開**を含む

適合すべき条件:

- 当該自然人又はその後見人の**同意**を取得しなければならないが、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除く
- 情報の処理にかかる規則の**公開**
- **情報処理の目的、方式、範囲の明示**
- 法律、行政法規の規定及び双方の約定に違反していない

Q3: 違法者により個人情報が盗用され、当社への会員登録、ギフト交換に使用されました。当社に責任はあるのでしょうか

A3: 主要な責任は情報を盗用した違法者が負担すべきものですが、中国の司法機関の見解に鑑み、管理義務を十分に果たしていないとして、貴社に一定の責任負担を命じる判決が下される可能性があります。

個人情報の安全保護義務

- 情報処理者はその収集、保存した個人情報を漏えい又は改ざんしてはならない。
- 自然人の同意を得ずに、他人に違法でその個人情報を提供してはならないが、**特定の個人を識別できなくする加工を施し、かつ復元が不可能である場合を除く**。
- 情報処理者は**技術措置や必要な措置**を取り、その収集、保存した個人情報の安全を確保しなければならない。
- 個人情報の漏えい、改ざん、紛失が**発生したか発生する可能性がある場合**、速やかに救済措置を取り、自然人に**告知し**、関連所管機関に**報告**しなければならない。

二. 民法典の重要な内容の解説

(五) 権利侵害責任

人身損害 賠償の範囲

- 医療費、看護費、交通費、栄養剤費、入院食事補助等の治療やリハビリの費用
- 休業費
- 後遺障害をもたらした場合、補助器具費及び後遺障害賠償金
- 死亡させた場合、葬儀費用及び死亡賠償金

知的財産権 侵害の 懲罰性賠償

他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が重大である場合、権利侵害を受けた者は相応の懲罰性賠償を請求する権利を有する。

過失責任が ない場合

被害者と行為者のいずれにも損害の発生について過失がない場合、法律の規定により双方で損失を分担する。

職務行為の 権利侵害 責任

- 使用者の従業員が業務上の任務の遂行が原因で他人に損害をもたらした場合、**使用者が権利侵害責任を負担する。**
- 使用者は権利侵害責任を負担したあと、**故意又は重大な過失のあった従業員に求償することができる。**
- 派遣された労務派遣従業員が業務上の任務の遂行が原因で他人に損害をもたらした場合、労務派遣を受ける使用者が権利侵害責任を負担する。労務派遣会社に過失がある場合は、相応の責任を負担する。

留意点

- 後遺障害等級は鑑定機関による鑑定結論に準ずる
- 後遺障害賠償金や死亡賠償金の基準は、被害者の所在地における前年度の平均可処分収入の数倍となる

具体的基準は『特許法』等の知的財産権に関する個別法の規定を適用する。

2つの影響要素:

- 法律の専門規定
- 裁判官の自由裁量権

過失を犯した従業員に対し有効に求償するために、就業規則中に相応の内容を設定しておく。

二. 民法典の重要な内容の解説

(五) 権利侵害責任

雇用者の 責任

- 労務提供者が労務により他人に損害をもたらした場合、**労務の受入側が権利侵害責任を負担する**。受入側は権利侵害責任を負担したあと、故意又は重大な過失のあった提供側に対し求償することができる。
- 提供側が労務のために損害を被った場合、**双方が各自の過失に基づき**相応の責任を負担する。
- 第三者の行為が原因で提供側に損害をもたらした場合、**提供側は第三者に権利侵害責任の負担を請求することができ、受入側に補償を請求することもできる**。受入側は補償した後、第三者に求償することができる。

留意点

労働関係のもとで発生したものでない労災には、労災保険を適用できない。

Q4: 労務契約の方式により労務従業員(清掃員等)を雇用し臨時業務を遂行する場合、どのようにリスクを防止すればよいでしょうか

A4: 労務サービスを提供する場所の安全性を確保するほか、商業保険(雇用者責任保険等)を付保することによりリスクを分散することができます。

インターネット での権利 侵害

ネットワークサービスの提供者が、ユーザーがそのネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを**知ったか知るべきであり、必要な措置を取っていない**場合、当該ネットワークユーザーとともに**連帯責任**を負担しなければならない。

安全を保障 する義務

- ホテル、ショッピングモール、銀行、駅、スポーツ施設、娯楽施設等の経営場所、公共施設の経営者、管理者又は集団性活動の運営者が、安全保障義務を果たさず、他人に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負担しなければならない。
- 第三者の行為が原因で他人に損害をもたらした場合、第三者により権利侵害責任を負担する。経営者、管理者又は運営者が安全保障義務を果たさなかった場合、**相応の補充責任**を負担する。経営者、管理者又は運営者は補充責任を負担した後、第三者に求償することができる。

- 店舗等の開放的な経営場所の経営企業及び大型イベントの運営者は注意
- 保険を付保することでリスクを分散できる

二. 民法典の重要な内容の解説

(五) 権利侵害責任

製品欠陥責任

製品に欠陥が存在したことにより他人に損害をもたらした場合、権利を侵害された者は**賠償の請求対象を選択する権利**を持ち、製品の生産者に賠償を請求することも、製品の販売者に賠償を請求することもできる。

- 製品を流通に投入した後に欠陥があることを発見した場合、生産者、販売者は速やかに**販売停止、警告、商品回収等の救済措置を取らなければならない**。
- 速やかに救済措置を取らないか、救済措置の効力が不足し損害の拡大をもたらした場合は、拡大した損害についても権利侵害責任を負担しなければならない。

医療従事者が**説明の義務を果たさず**、患者に損害をもたらした場合、医療機関は賠償責任を負担しなければならない。

- 診療活動の中で、患者に病状及び医療措置について説明しなければならない。
- 手術の実施、特殊検査、特殊治療が必要である場合、速やかに患者に対し、医療リスク、代替治療案等の状況を具体的に説明し、患者から明確な同意を取得しなければならない。
- 患者に説明できないか、説明するのが不適切である場合は、患者の近親族に説明して明確な同意を取得しなければならない。

医療機関の責任

- 医薬品、消毒用品、医療機器の欠陥又は不合格の血液を輸血したために患者に損害をもたらした場合、患者にも**賠償の請求対象を選択する権利**がある。医薬品の上市許可の保有者、生産者、血液提供機関に賠償を請求することができ、医療機関に賠償を請求することもできる。
- 患者が医療機関に賠償を請求した場合、医療機関は賠償した後、責任を負う医薬品の上市許可保有者、生産者、血液の提供機関に求償することができる。

留意点

- これらの規定には被害者、患者保護の**偏向性が顕著**であるため、企業はこのような事件に慎重に対応する必要がある

二. 民法典の重要な内容の解説

(五) 権利侵害責任

要注意: 民事責任のほかにも、行政責任、刑事責任を追及される可能性がある。企業+個人(企業責任者、直接責任者)



立証責任の
倒置

環境汚染、生態破壊に起因する紛争において、行為者は法律に規定される責任を負わない又は責任を軽減する状況及びその行為と損害の間に**因果関係が存在しない**ことについて、立証責任を負う。



企業の対応コスト、
負担が大きい

環境損害
責任

生態環境修
復の義務、
賠償責任

生態環境損害をもたらし、生態環境が修復可能である場合:

- 権利者は合理的な期限までに修復責任を負担する。
- 権利侵害者が期限までに修復できない場合、担当の国家機関又は組織は、自ら又は他人に委託して修復を行い、かかった費用を権利侵害者に負担させることができる。

権利侵害者が負担する可能性のある賠償範囲:

- 生態環境が損害を受けた期間の環境機能の損失
- 永久的な損害をもたらした損失
- 損害の調査、鑑定評価等の費用
- 汚染の除去、生態環境修復の費用
- 損害の発生や拡大の防止に支出した合理的費用

高度危険
責任

□ 燃え易く、爆発し易く、劇毒性、高放射性、強腐蝕性、高病原性等の**高度危険物**が他人に損害をもたらした場合、管理者は権利侵害責任を負担しなければならない。

□ **高所作業、高圧作業、地下の掘削活動への従事又は高速軌道運送手段の使用**で他人に損害をもたらした場合、経営者権利侵害責任を負担しなければならない。

□ 損害が**被害者の故意又は不可抗力**によりもたらされたことを証明できる場合、責任を負担しない。

□ 権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合、管理者/経営者の責任を軽減することができる。

□ **許可を取得せずに**高度危険活動区域又は高度危険物の保管区域に立ち入り損害を受けた場合、**十分な安全措置を取り十分な警告義務を果たしていることを証明できる**管理者には、責任を軽減するか負担させない。

例外
→

二. 民法典の重要な内容の解説

(六) 婚姻、家庭、相続

外国人個人に関わる運用場面

国際結婚した場合に関わることになる
中国の『民法典』の婚姻関係に関する規則

婚外出産した子女に関する家族関係

相続時に中国国内の財産の処分が生じる場合

失踪宣告、死亡宣告

結婚、離婚、身分、財産

後見、養子縁組、相続

遺産の範囲の確定、相続者の順位、
財産分与比率、分配方法

自然人の身分関係、財産関係に
関する変更

まとめ

民法は個人、企業および組織の生産経営、生活などの各種の社会活動ときわめて密接に関係するものであり、日系企業の主体資格、民事法律行為の実施、契約の締結と履行、権利侵害責任紛争への対処などのいずれにも、「民法典」の運用が関わることとなります。「民法典」に注目し、その内容を把握しておくことが、企業の適法な権益の保護のためにも必要となります。

ご清聴ありがとうございました。

北京市大地法律事務所 日本部 代表弁護士



ホームページ : <http://www.aaalawfirm.com>

熊琳直通Eメール : xionglin@aaalawfirm.com

(日本語で対応します。どんなお悩みでもお気軽にご相談下さい。)

熊 琳 (クマ リン)

中国政法大学法学博士、青山学院大学法学修士。

中国法学会会員、北京市弁護士協会反不正競争・独占禁止委員会委員、

北京市弁護士協会専門委員会委員、北京市労働・社会保障法学会会員。

青島弁護士協会の企業M&A、公司法委員会委員、青島破産・清算委員会会員。

長期にわたり日本本社並びに現地法人を中心とする日系企業の進出・企業再編・持分譲渡・清算等による撤退・M&A等を多く担当し、豊富な実績を有する。争議解決・労務・知的財産権・独占禁止法・反不正競争・環境保護等にかかる案件に多数携わり、日本商工会議所、日中経済協会、日本経済産業省及び日本貿易振興機構（JETRO）を含む多くの日系企業へリーガルサービスを提供。また、JETROやその他企業主催のセミナーにおいて講師を数多く務める傍ら、執筆活動（時事通信隔週火曜日、「事例研究～中国ビジネス法務～」コーナーのコラム等）も行っている。

北京、青島、東京にて毎月1回無料面談会を実施しています。

(参加ご希望の方はメールにてご予約下さい)

北京事務所

- ❖ 郵便番号 : 100025
- ❖ 住 所 : 北京市朝陽区建国路89号
華貿中心15号楼505室
- ❖ 電話番号 : (86 10) 6530-7711 (代表)
(86 10) 6530-7911 (日本語直通)
- ❖ FAX 番号 : (86 10) 6530-7811

(山東省) 青島事務所

- ❖ 郵便番号 : 266071
- ❖ 住 所 : 青島市香港中路36号
招銀ビル1709室
- ❖ 電話番号 : (86 532) 8667-8011
- ❖ FAX 番号 : (86 532) 8667-9009

(東京) 浅井・大地外国法 共同事業法律事務所

- ❖ 郵便番号 : 102-0094
- ❖ 住 所 : 東京都千代田区紀尾井町
3-19紀尾井町コートビル
402号室
- ❖ 電話番号 : 03-3234-3838/6272-9201
- ❖ FAX 番号 : 03-3234-3836